

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（女川原子力発電所2号機工事計画）（35）
2. 日時：令和2年12月10日 13時30分～14時15分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

止野上席安全審査官、片桐主任安全審査官、皆川主任安全審査官、
宮本主任安全審査官、土居安全審査専門職、西澤原子力規制専門員

東北電力株式会社：

原子力本部 原子力部 課長

原子力本部 原子力部 課長、他6名※

5. 要旨

（1）東北電力株式会社から、女川原子力発電所2号機の工事計画補正申請のうち、「基本設計方針」について、提出資料に基づき説明があった。

（2）これに対し、原子力規制庁は以下の点について指摘等を行うとともに、今後、説明内容について引き続き確認することとした。

<第46条 緊急時対策所、第76条 緊急時対策所>

○ 放射性雲通過時における緊急時対策所の陽圧化について、先行プラントとの差異理由を整理して説明すること。

（3）東北電力株式会社から、（2）について了解した旨の回答があった。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」（令和2年6月24日 第12回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）女川2号工認 指摘事項に対する回答整理表（基本設計方針）（O2-他-F-01-0027_改1）
- （2）基本設計方針に関する説明資料 【第16条 全交流動力電源喪失対策設備】【第45条 保安電源設備】（O2-工-D-01-0037_改1）
- （3）基本設計方針に関する説明資料 【第44条 原子炉格納施設】（O2-工-D-01-0038_改1）

- (4) 基本設計方針に関する説明資料 【第48条 準用】【第78条 準用】(O2-E-D-01-0039_改1)
- (5) 基本設計方針に関する説明資料 【第46条 緊急時対策所】【第76条 緊急時対策所】(O2-E-D-01-0040_改1)
- (6) 基本設計方針に関する説明資料 【第27条 原子炉冷却材圧力バウンダリ】(O2-E-D-01-0017_改1)
- (7) 原子炉格納容器隔離弁のうち重大事故等時開操作対象弁抽出フロー (O2-他-F-04-0001_改0)

以上